

別紙 2

国自技第308号の3
平成22年3月31日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課長

改造自動車届出漏れによる不適切な新規検査受検への対応について

今般、東急車輛製造（株）が製造した自動車について、リーフ・スプリングの改造及びフレームの改造を行ったにもかかわらず、事前に必要な改造自動車届出を行わずに新規検査を受検していたとの報告が同社よりありました。（別紙1の分類1、2及び3の車両64台）

当該改造自動車届出漏れ事案については、同社に寄せられたリーフ・スプリング折損情報の不具合原因の調査過程で改造自動車届出をしていないことが判明したもので、そのままの状態で使用を続けると、最悪の場合、リーフ・スプリングが折損し、走行不能となるおそれがあるため、本日、リコール届出がなされました。なお、リコール届出は試作自動車等も含まれるため、99台が対象となっています。（別紙1の分類1、2、4及び5の車両の合計99台）

本事案は、道路運送車両法に基づく新規検査を不適切に受検した事案であり、自動車検査制度の信頼性を低下させるものであるとともに、平成20年12月に発覚した福祉車両のリーフ・スプリング改造の未届出問題の際、同種事案の調査を行ったにも関わらず報告がなされなかった事案であることから、同社に対し厳重注意するとともに、再発防止策の作成や該当車両の運輸支局等での確認状況について報告するよう指示したところです。

本件の取扱いについては、リーフ・スプリングを重量増となるリコール対策品に交換する必要があること及び運輸支局等で車両重量の測定を行い安全上の問題が生じないか確認を行う必要がある旨など、地方運輸局、自動車検査独立行政法人及び東急車輛製造（株）に対し指示したところです。

東急車輛製造（株）では、継続検査受検前にリコール対策品に交換するとしていますが、リコール対策品に交換した場合には自動車検査証の記載事項の変更の手続きが必要となることから、これがなされていない対象車両が車検等の際に貴会傘下会員のもとに入庫した場合には、東急車輛製造（株）、運輸支局又は自動車検査独立行政法人に相談のうえ対応されるよう周知方お願いします。

連絡先：東急車輛製造（株）特装自動車事業部 品質保証部
0276-99-1010

(別紙 略)